

## 1 障害保健福祉関係主管課長会議 からの伝達事項

## 1. 障害福祉関係施設等の整備について

### (1) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 28 年度当初予算案として対前年度 44 億円増の 70 億円を計上するとともに、平成 27 年度補正予算として、60 億円を計上し、総額 130 億円により、計画的に整備を推進することとしている。

平成 28 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等の推進を引き続き行うこととしている。【関連資料 1】

### (2) 平成 27 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

平成 27 年度補正予算に係る国庫補助の採択にあたっては、平成 27 年度中に都道府県等の財政措置が確実であって、地方繰越により対応可能な整備を優先することとしたところである。

平成 27 年度補正予算に係る各自治体からの要望については、予算を大きく上回る額となっているため、今回採択とならなかった整備案件については、平成 28 年度予算において改めて申請されたい。

### (3) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の執行について

#### ① 平成 28 年度国庫補助協議について

平成 28 年度の施設整備にあたっては、平成 27 年度補正予算の執行を踏まえつつ、対応していく予定であるが、

- ① 平成 27 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの
- ② 平成 28 年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成 28 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めて

いただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

協議案件については、障害福祉サービスのニーズ等を含め、地方厚生（支）局でヒアリングを行うとともに、限られた予算を真に緊急性が高く、必要性の高い施設整備に厳選して対応するため、「補助採択の基準額（目安）」などを、今後、提示していくこととしている。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

#### (国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

#### ② 平成28年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成28年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、平成27年度補正予算において採択されたものは現行単価を適用することとしているので、留意されたい。

#### (4) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

##### ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

##### イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇

を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところである。未措置状態にある施設は、なくなったものの分析依頼中の施設が232施設（障害児者施設）あり、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知》

- 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日  
雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助

制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5%\*）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、28年度も引き続き実施することとしている。

※ 融資率が80%未満のものに限る。

#### （6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

## 紀州材の利用促進（木の国プロジェクト）について

和歌山県では公共施設や公共事業等において紀州材の利用を推進しているところです。公共的団体（各種法人等）が行う下記事業について補助対象となる場合がありますので、活用してください。

### ■事業目的

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「県木材利用方針」の着実な実行
- ・公共建築物等における紀州材利用の喚起

### ■事業内容

#### ①施設の木造・木質化

市町村等が建築物を新築、改築、もしくは増築する場合に、紀州材を積極的に使用して木造化または、内外装を木質化する事業

#### ②地盤改良（木造・木質化と併せて実施する場合に限る）

#### ③施設の木製品整備

※補助額には1事業あたり限度額が設定されています。

### ■補助対象経費・補助率

#### ①施設の木造・木質化

木造化（柱・梁等）、木質化（床・壁）に係る木材費 1／2 以内

#### ②地盤改良

木材費の 1／2 以内

#### ③施設の木製品整備

紀州材の学習机や椅子、家具等の購入経費 1／2 以内

### ■実施主体

市町村、社会福祉法人、学校法人、医療法人、公共交通事業者、その他公共的な団体

### 《お問い合わせ先》

和歌山県 林業振興課木材産業班 (tel 073-441-2964)

## 社会福祉施設等施設整備費補助金

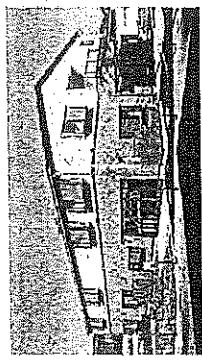
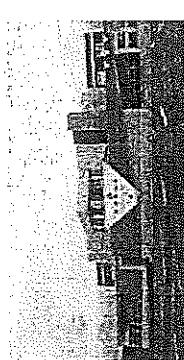
27年度補正予算額  
60億円  
28年度当初予算額 (案)  
70億円

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

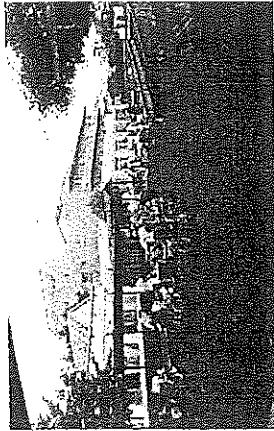
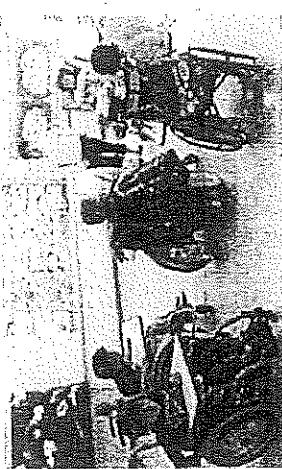
### 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



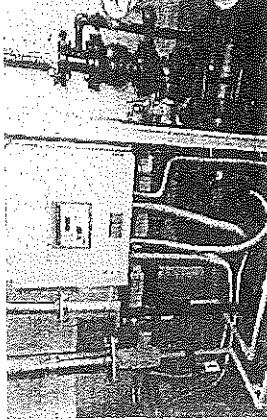
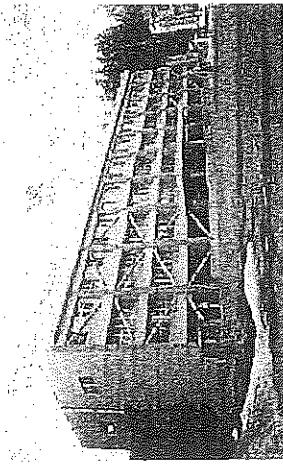
### 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や、規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



### 耐震化・防災対策の推進

- 國土強靭化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びブリシングラー整備を推進する。



選択資料1

## 2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (1) 障害者支援施設で行う生活介護等の人員配置の適正化について

生活介護等の人員配置や人員配置体制加算の算出に当たっては、配置人数を算出する際に用いる利用者数について、前年度の延べ利用者数を開所日数で除した数を用いているところである。

しかし、入所者のみに日中活動サービスを提供している障害者支援施設等の場合、運営規程上は土日も営業日となっているにも関わらず、実際には平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、この場合、開所日数を7日とすることで、必要な人員配置が少なく算出されてしまうこととなる。

このため、障害者支援施設等における配置人員の算出について、土日に日中活動サービスの利用者がなく、実質的にサービスを提供していない場合は開所日数には含まない取扱いとするよう運用の適正化を行う旨、近日中にお示しする予定であるのでご承知おきいただきたい。

### (2) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であるが、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

第4期障害福祉計画においては、更なる整備を計画していただいているが、一層の取組をお願いしたい。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（I）及び（II）について単位数の引上げを行ったところであるので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いする。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができる利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであるため、単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

### (3) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

### (4) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

平成21年度から平成25年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、11道県33市町村（前年度6府県11市町）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約786百万円（前年度約209百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に基準額の算定については、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれでは、限りある予算であることをご理解いただき、基準額の算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年6月5日障障発0605第1号）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

#### （参考）

会計検査院HP：

（障害者自立支援給付費負担金）

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26\\_05\\_09\\_21.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_21.pdf)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26\\_05\\_09\\_30.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_30.pdf)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26\\_05\\_09\\_34.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_34.pdf)

## (5) 障害者施設等の防災対策等について

### ①防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれでは、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

#### (参考)

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長  
連名通知)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

### ②社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

平成 26 年 8 月 20 日の広島における土砂災害の教訓を踏まえ、平成 26 年 11 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 26 年 11 月 19 日）され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）において、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、②において「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、

土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること

・関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、各都道府県におかれでは、砂防部局や管内市町村と連携体制の連携強化を含め、土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

### ③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけでの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受け入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

### ④障害者施設等の耐震化について

国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靭化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靭化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところであります。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えております。耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。なお、平成26年10月1日現在の耐震化整備の状況については、今月中に公表する予定である。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引下げ(当初5年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業

（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3）を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

（6）東日本大震災からの復旧・復興等について（自治体負担分に対する財政支援の延長について）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 28 年度予算案に計上しているので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び平成 26 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層は除く。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 29 年 2 月末（サービス提供分）まで

なお、平成 28 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、平成 27 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民については免除措置の対象としない予定であり、近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

## 2 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて

障害者総合支援法の附則において、同法の施行（平成25年4月）から3年後を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされている。

この見直しに向けて、昨年4月から12月にかけて、社会保障審議会障害者部会において検討が行われ、12月14日付けで報告書が取りまとめられた。

この報告書の内容を実現するために法律改正が必要な事項については、本年3月1日に閣議決定され、国会に提出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」により対応することとしているので、その内容についてご承知おきいただきたい。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案について

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）	1
◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設	2
◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設	3
◆重度訪問介護の訪問先の拡大	4
◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	5
◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設	6
◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大	7
◆医療的ケアを要する障害児に対する支援	8
◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築	9
◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）	10
◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設	11
◆自治体による調査事務・審査事務の効率化	12

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

### 概要

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

### 概要

#### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

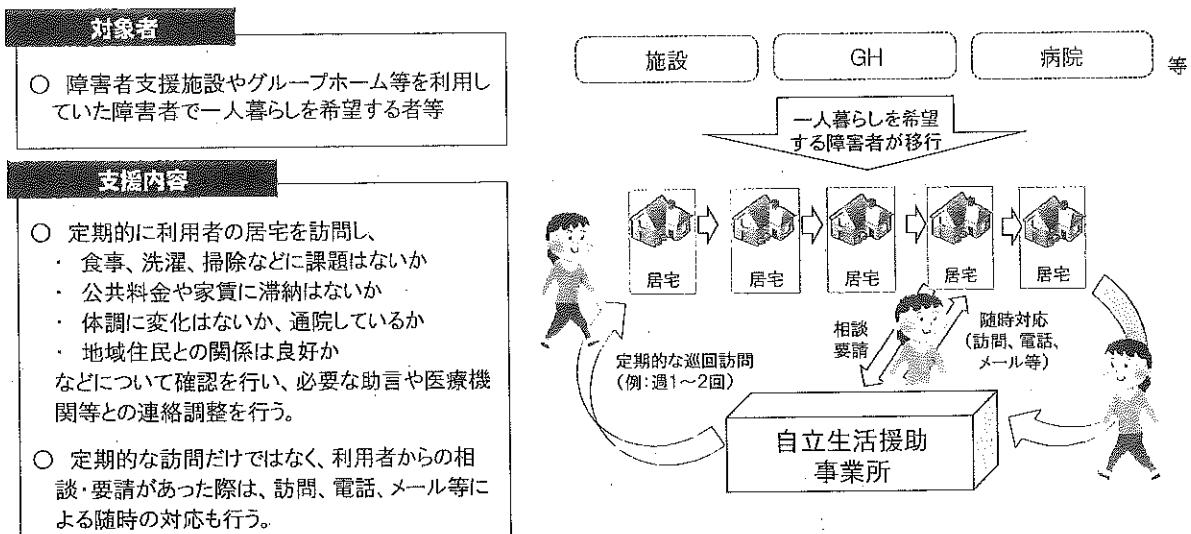
### 施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

1

## 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

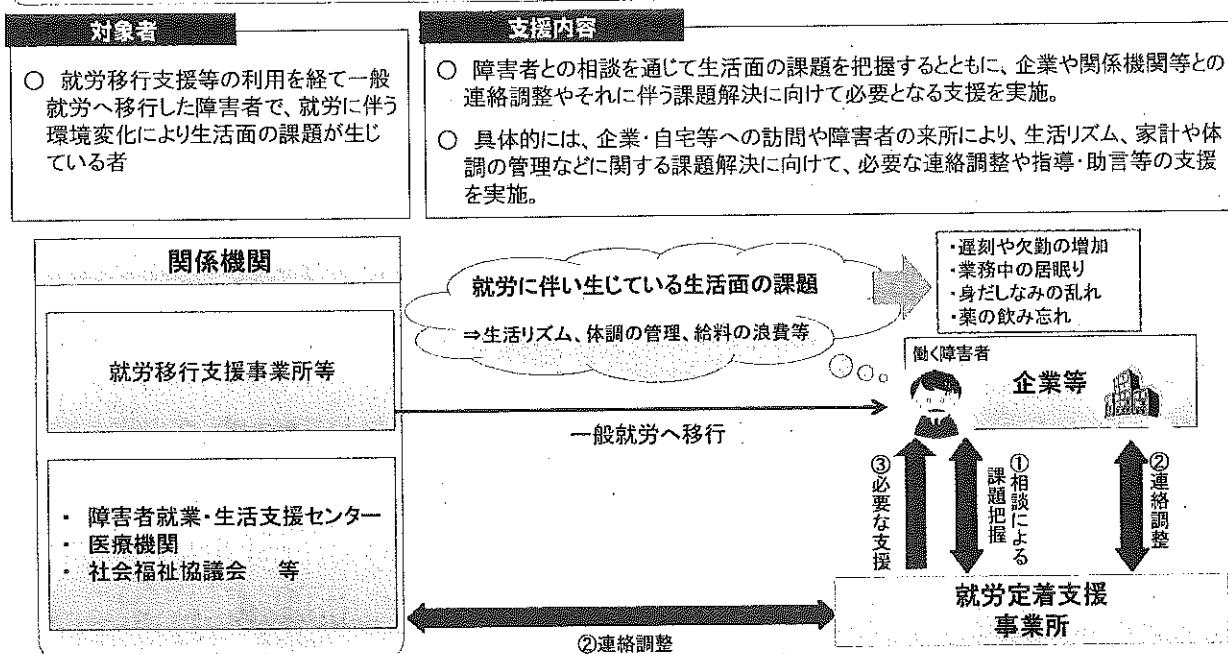
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。



2

## 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用して、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



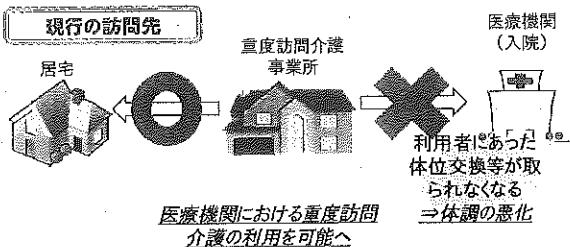
3

## 重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
  - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
  - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるとしている。

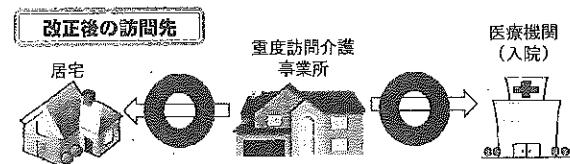
### 訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
  - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
  - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応



### 訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



4

## 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していった一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

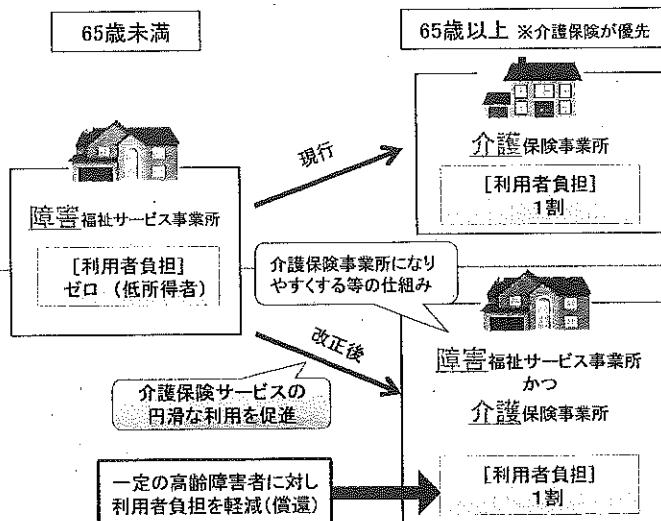
### 具体的な内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

#### 【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
  - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
  - ・ 一定程度以上の障害支援区分
  - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

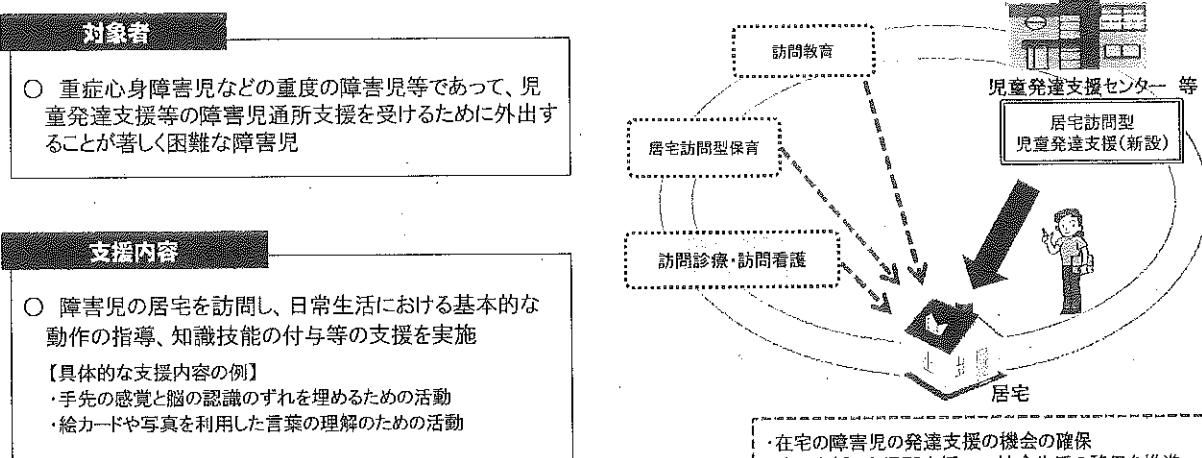
※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



5

## 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

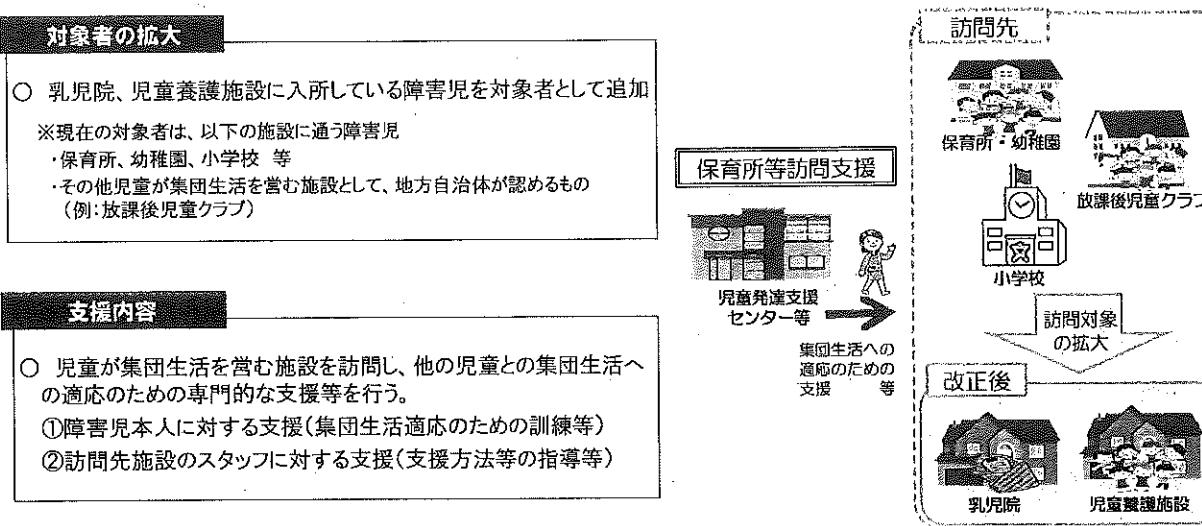
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。



6

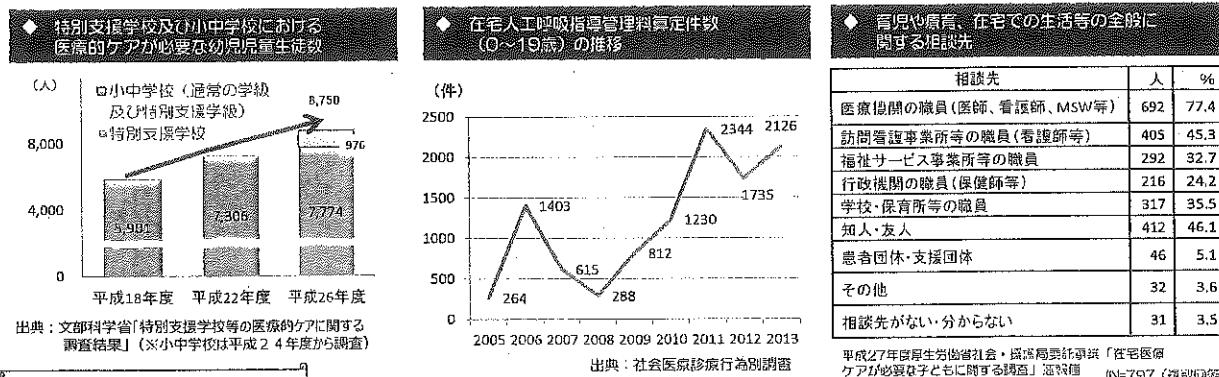
## 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。（乳児院：28.2%、児童養護施設：28.5%／平成24年度）
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるとしている。

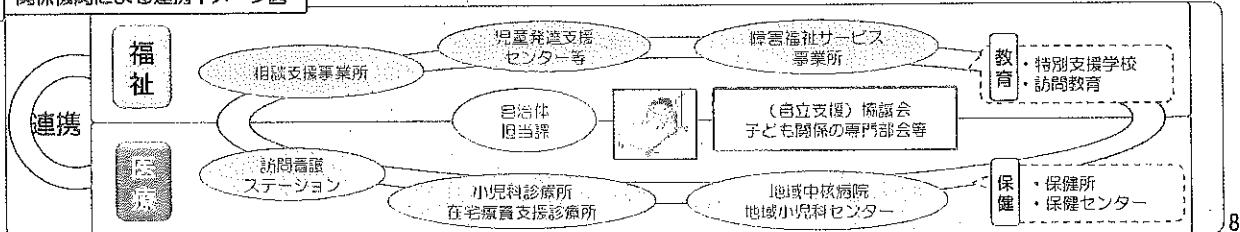


## 医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
  - このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- ※ 施策例：都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築



関係機関による連携イメージ図



8

## 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
- ※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

### 具体的な内容

#### 【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

#### 【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

#### (市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

#### (都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

9

## 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

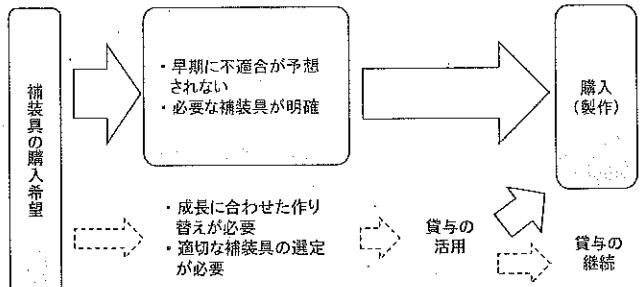
- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

### 具体的な内容

#### 貸与が適切と考えられる場合（例）

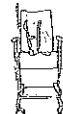
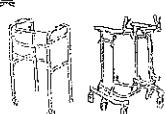
- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

- ※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。  
 ※ 身体への適合を図るために製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



#### <貸与の活用があり得る種目（例）>

- 【歩行器】**  
 歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具
- 【座位保持椅子】**  
 姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用

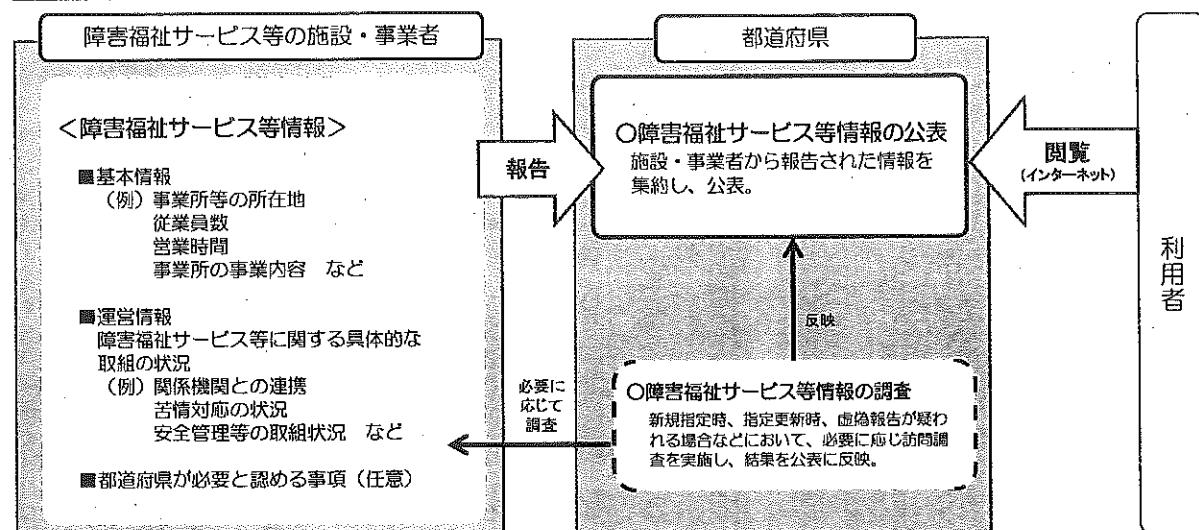


※対象種目については、今後検討。

10

## 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。  
 ※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。  
 ※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



11

## 自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

### ①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。

#### 指導監査事務

- ①立入検査・命令・質問の対象者の選定
- ②立入検査
- ③報告・物件提示の命令

- ④質問や文書提出の依頼

引き続き  
自治体が  
実施

#### 指定事務受託法人 (都道府県知事が指定)

事務処理能力や役職員の構成等を踏まえ、文書提出の依頼や質問等の事務を適切かつ公正に実施可能な法人

業務委託を  
可能とする

### ②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができるようとする。

※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようになることを検討。